

# 特区民泊とマンション管理規約との関係に係る「通知」骨子案

## 1. 通知の趣旨

あくまでもマンション管理組合における対応の参考として周知するもの

- ・特区民泊の事業者による周辺住民への事前説明や苦情処理対応の手続が、政省令上規定された。
- ・これにより、認定申請前の段階で、当該マンションで特区民泊の実施見込みがあることを、管理組合が認知できるようになる。

## 2. 内容(推奨される対応)

- ・事業者から事前説明があった場合、当該マンションにおいて特区民泊を実施するか否かについて、区分所有者間(管理組合)でよく議論の上、できる限り管理組合として方針を決定
- ・できるだけ管理規約において明記する等、事業者・区分所有者だけでなく、承継人や占有者に対しても方針を告知することが望ましい  
(それ以外の特区民泊実施区域内マンションの場合)
- ・事前説明がない場合、必要に応じ、あらかじめ、管理組合で議論の上、管理規約等において方針を告知しておくことが望ましい
- ・新規分譲マンションは、分譲事業者において、あらかじめ、規約上で方針を明示しておくことが考えられる

## 3. 規定例

### 特区民泊を実施する場合

第12条 ……専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用することができる。

### 特区民泊を禁止する場合

第12条 ……専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用してはならない。

### 使用細則に委ねる場合

第12条 ……専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者が、その専有部分を国家戦略特別区域法第13条第1項の特定認定を受けて行う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用することを可能とするか否か及び可能とする場合の遵守事項等については、使用細則に定めることができるものとする。